

施策・基本事業評価表

作成日 平成 23 年 4 月 15 日

基本目標No.	3	基本目標名	健やかで笑顔あふれるまちづくり
施策No.	21	施策名	子どもたちの健やかな成長支援
主管課名	健康センター	主管課長名	長井仁美
関係課名	子ども課、学校教育課		

施策が目指すすがた	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長しています。 ・幼児期において、生涯を通じた健康づくりに向けた生活習慣の基礎が作られています。 ・育児不安への相談体制や養育支援が必要な家庭への支援体制が整っています。
-----------	--

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担や地域等への期待など	市・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦健康診査や乳幼児健康診査をきちんと受診します。 ・母子の健康や育児に関する相談や教室を利用するなど育児不安の解消に努めます。 ・養育が困難になった時は、専門機関に相談し支援を求めます。 ・児童虐待の疑いに気づいたら、関係機関に連絡します。
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健システムや子育て支援サービスの周知を行います。 ・幼児健診の個別案内をするとともに、健診の未受診者への状況把握を行います。 ・母子の健康相談や健康教室を行い、母子の健康や子育て情報の提供を行います。 ・関係機関と情報を共有し、養育支援に努めます。
	その他（地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で、母子の健康づくりを支援、子育てを応援します。 ・児童虐待の疑いに気づいたら、関係機関に連絡します。

施策の成果達成にあたっての現状と課題	<p>少子化や核家族化が進む中で、産後うつや育児不安などを訴える母親が増えているとともに、家庭における児童の虐待や育児放棄など要保護児童に関する相談ケースが増加し複雑化しています。また、集団生活において個別支援が必要な子どもも増えています。</p> <p>このような状況の中において、母子の健全な育成のために、健康診査や育児相談体制の充実を図るとともに、子どもの安全確認と的確な状況の把握に務め、関係機関と連携した予防対策や支援体制が求められています。</p>
--------------------	--

施策No.	21	施策名	子どもたちの健やかな成長支援
-------	----	-----	----------------

基本事業名①		事業内容(活動内容)								
母と子の健康づくりの推進		母と子の健康診査や訪問指導、健康教育を運動して行う中で妊娠中からの母と子の健康づくりを推進します。また、思春期の心や体の健康づくりを推進します。								
①に属する代表的な事務事業		事業内容(活動内容)								
健康診査事業		母子手帳の発行を行い、妊産婦健康診査や乳幼児健診を行い母と子の健康づくりを図ります。								
訪問指導事業		初妊婦や乳幼児健診等で経過観察が必要になった親子の家庭を訪問します。								
健康教育事業		妊娠中や子育て中の保護者や思春期の子女等を対象に健康づくりや栄養、育児、事故予防の教室を実施します。								
思春期ふれあい体験事業		思春期の児童や生徒を対象に、子育て体験教室や「いのち」の大切さについて指導します。								
基本事業①の目的【意図】		母と子の健康の保持増進を図るとともに、生涯を通じた健康づくり習慣の基礎が作られます。								
成果指標名		単位	21年度実績	目標値(上段)及び実績値(下段)						
子育てが楽しいと感じている親の割合		%	92.7	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(中間目標値)	32年度(最終目標値)
				92.8	92.9	93.0	93.2	93.3	93.5	95
				96.1						
健康・育児教室の参加数		人	2,505	2,510	2,515	2,520	2,530	2,540	2,550	2,600
				2,366						
基本事業名②		事業内容(活動内容)								
相談体制の充実		母と子の健康や育児不安、子育て、就学などに関する相談窓口を充実するとともに、健康センターや子育て支援センター、こども課、学校教育課が連携し相談体制を充実します。								
②に属する代表的な事務事業		事業内容(活動内容)								
健康・育児相談事業		保健師や管理栄養士、子育てアドバイザー(助産師や保育士)が、健康、育児、栄養に関する相談に応じ助言します。								
総合相談窓口の設置		児童養育の技術、家庭内の人間関係、就業相談等様々な相談の窓口を子ども課に設置し、必要に応じて関係機関と連携し支援します。								
発達支援相談事業		発達や行動などで、家庭や集団生活、学校生活において困っていることに対して、保健・福祉・教育等の専門家が相談に応じ、子どもの健やかな成長を支援します。								
基本事業②の目的【意図】		保護者の育児不安等が解消・軽減され、安心して子育てすることが出来ます。また、育児不安や育てにくさからくる児童の虐待防止を図ります。								
成果指標名		単位	21年度実績	目標値(上段)及び実績値(下段)						
健康・育児相談件数		件	1,978	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(中間目標値)	32年度(最終目標値)
				1,980	1,980	1,990	1,990	2,000	2,000	2,100
				2,274						
総合相談件数		件	—	160	170	180	190	200	250	
基本事業名③		事業内容(活動内容)								
養育支援体制の充実		妊娠届出の受理や乳児家庭全戸訪問、関係機関との連携の中で、養育支援の必要な家庭に早期から、継続した訪問や支援をするなど養育支援体制を充実します。								
③に属する代表的な事務事業		事業内容(活動内容)								
乳児家庭全戸訪問事業		2～3か月児のいる全家庭に、母子保健推進員や保健師が訪問し、産後の育児不安などを傾聴するとともに、養育支援家庭の把握を行い、乳児期の虐待防止に努めます。								
養育支援家庭訪問事業		養育支援が必要な家庭に、母子保健推進員や保健師、助産師、ヘルパーなどが訪問し育児支援を行い、養育力を高め、虐待防止に努めます。								
虐待防止対策事業		要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、地域等で必要な情報を共有し、児童の健全な育成を図るとともに、虐待防止に努めます。								
要保護児童支援事業		民生児童委員や母子保健推進員など地域の子育て支援に関っている住民に対し、要保護児童の早期発見や見守り体制の必要性について啓発を行い、早期に把握し、支援につなげます。								
基本事業③の目的【意図】		家庭の養育力が向上し、適切な養育環境が維持・改善され、児童の虐待を防止するとともに、児の健やかな成長が図られます。								
成果指標名		単位	21年度実績	目標値(上段)及び実績値(下段)						
乳児家庭全戸訪問実施率		%	95.4	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(中間目標値)	32年度(最終目標値)
				95.5	95.6	96.7	96.8	97.0	98.0	100
				95.3						

施策の成果達成にあたって優先的に取り組むべき主な取組み

